

# 第47期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

平成30年9月27日（木曜日）午前10時  
受付開始：午前9時



開催場所

神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10  
工藤建設株式会社 本社

## 決議事項

議案 剰余金の処分の件

**株主総会にご出席いただけない株主様**

同封の議決権行使書用紙の郵送により、議決権を行使ください  
ますようお願い申し上げます。

**議決権行使書到着期限**

平成30年9月26日（水）午後5時30分まで

詳細はP4をご覧ください。▶



工藤建設株式会社

証券コード：1764

# 企業理念



- 私たちは、住まいを通して、人々の豊かな生活舞台を創造します。
- 私たちは、常に時代を読み、新しい市場・技術・サービスを開発し、フローレンスブランドを確立します。
- 私たちは、全てのステークホルダーの期待を裏切らないよう全力を尽くします。

## 目次

第47期定時株主総会招集ご通知	3	(提供書面)	
議決権行使のご案内	4	事業報告	6
株主総会参考書類	5	1  当社の現況	
議案  剰余金の処分の件		2  会社の状況	
		計算書類	21
		監査報告	38
		会計監査人の監査報告	
		監査役会の監査報告	

ごあいさつ

## お客様の感動を 創造する企業を目指して

代表取締役 工藤 英司



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第47期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社は1966年（昭和41年）に創業した工藤浄水工業所を前身とし、横浜市青葉区で第一歩を踏み出しました。自然豊かな丘陵地は東急田園都市線の延伸にしたがって宅地開発が進められ、当社も建築・土木事業を通して地元の発展のために尽力してまいりました。その企業活動の根底にあるのが「地域に必要とされる企業でありたい」という思いです。

そのために、今何が求められ、これから何が必要なのか、社員一人ひとりが考え、必要とされる企業を目指し努力しています。

私どもはお客様の期待や社会の変化をいち早く捉え、既存の事業をあらゆる観点から見直して各サービスの品質を極めていきたいと思っています。「この会社があつてよかった」「この事業部があつてよかった」とお客様に思ってもらえる企業を目指して、これからも一層の努力を重ねてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年9月

証券コード 1764  
平成30年9月10日

株 主 各 位

神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

**工藤建設株式会社**

代表取締役 工藤 英司

## 第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年9月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年9月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

**工藤建設株式会社 本社：地下会議室 フローレンスホール**

（ご案内図を裏表紙に記載いたしましたのでご参照ください。）

3. 目的事項 **報告事項** 第47期（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）事業報告及び計算書類報告の件

**決議事項** 議 案 剰余金の処分の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、本招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス<https://www.kudo.co.jp/>）においてその内容を掲載いたします。

## 議決権行使のご案内

### 株主総会にご出席いただける場合

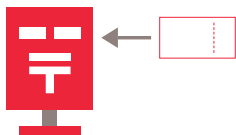


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会  
開催日時

平成30年9月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

### 株主総会にご出席いただけない場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権  
行使期限

平成30年9月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで

# 株主総会参考書類

## 議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第47期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

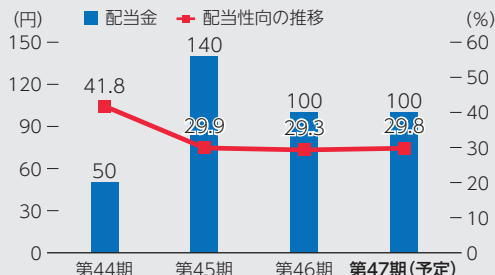
1	配当財産の種類	金 銭
2	配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 金 100円 総額 129,681,500円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年9月28日（金曜日）

なお、当社は平成30年1月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。株式併合の影響を考慮しない場合の1株当たりの年間配当金は10円となり、前期配当金と同額となります。

### 〈ご参考〉 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営における重要政策の一つと考えており、株式を保有していただく株主の皆様のご期待にお応えするため、業績に連動した配当を行っております。そして、持続的な成長や事業リスクへの備えに必要な財務の健全性とのバランスも考慮し、当面は当期純利益（通期）の30%を配当性向の目標としております。

### ● 配当金/配当性向の推移



当社は平成30年1月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第44期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、配当金を算定しております。

以上

## 1 当社の現況

### 1. 事業の経過及び成果

#### (1) 全般的な事業の概況

当事業年度におけるわが国経済は、企業の生産や設備投資は緩やかに増加し、企業収益は改善し、雇用情勢は改善に着実さが見られました。また、個人消費や輸出には緩やかな持ち直しの動きが見られ、消費者物価は横ばいから緩やかな上昇に転じました。

米国の政策不安定性や欧州における地政学的リスクの影響、アジア新興国等の政策の不確実性など、リスク要因はあるものの、国内景気は緩やかな回復が持続しています。

建設業界におきましては、民間設備投資はおおむね堅調に推移しているものの、県内の公共工事や新設住宅着工戸数は前年を下回る状況で推移しています。一方で2年後の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた建設需要の活性化により、施工管理者及び建設労働者不足や資材調達不安定化などにより、施工体制の維持が先行き懸念されます。

住宅業界におきましては、雇用・所得環境が引き続き緩やかに改善していることに加え、政府による住宅取得支援策が継続していることや、住宅ローン金利が低い水準で推移しているものの、貸家の供給過剰懸念等、一部に不透明感が存在したことから、持家・貸家ともに住宅建築の需要はやや弱含みで推移しました。

介護業界におきましては、引き続き介護サービスの需要が高まる中、平成29年4月に行われた介護報酬改定により介護職員の処遇改善のための財源が増加されたのに加え、平成30年4月の介護報酬改定においても、小幅ながらプラス改定となりました。しかしながら介護従事者の有効求人倍率は高水準で推移しており、介護職員の安定確保が経営上の最重要課題となっております。

このような情勢のなか、当社は、神奈川や東京を中心とした営業エリアにおいて、お客様の感動を創造し、人生の様々なステージを支える生活舞台創造企業を目指して事業展開を図ってまいりました。

この結果、当事業年度における業績は、売上高168億82百万円（前事業年度比4.8%減）、営業利益6億35百万円（前事業年度比16.7%減）、経常利益5億81百万円（前事業年度比15.3%減）、当期純利益4億35百万円（前事業年度比1.6%減）となりました。

#### ●業績ハイライト

売上高	168億82百万円 前事業年度比4.8% 	営業利益	6億35百万円 前事業年度比16.7% 
経常利益	5億81百万円 前事業年度比15.3% 	当期純利益	4億35百万円 前事業年度比1.6% 



## (2) セグメント別事業の概況

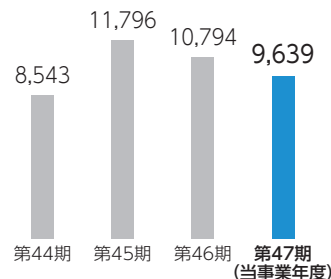
### 建設事業



建設部門では、工事の進捗は順調でしたが前期に比べると大型物件の完工が減少しました。また、戸建住宅部門でも受注競争の激化から完工物件が減少したため、完成工事高、完成工事利益ともに前年同期実績を下回りました。

以上の結果、2部門を合わせた当事業の売上高は96億39百万円（前事業年度比10.7%減）、営業利益は6億32百万円（前事業年度比37.2%減）となりました。

売上高（単位：百万円）



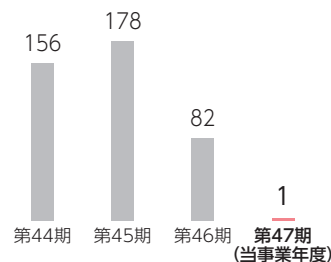
### 不動産販売事業



当事業年度における不動産部門に係る売上は仲介手数料のみとなりました。

以上の結果、当事業の売上高は1百万円（前事業年度比98.0%減）、営業利益は1百万円（前事業年度比95.4%減）となりました。

売上高（単位：百万円）



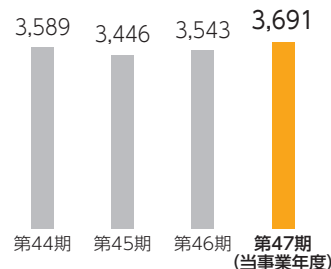
### 建物管理事業



建物管理部門では、大規模修繕工事を中心とした工事の受注が順調に推移したことにより、売上高は増加しました。また、一括借上げ物件にかかわる引当金の計上による影響が大きく減少したため、営業利益も増加しました。

以上の結果、当事業の売上高は36億91百万円（前事業年度比4.2%増）、営業利益は2億31百万円（前事業年度比174.1%増）となりました。

売上高（単位：百万円）





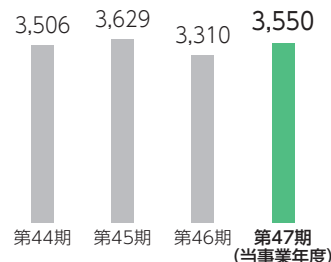
## 介護事業



介護部門では、有料老人ホーム10施設の入居者数が年度計画に比較して順調に推移したため、施設稼働率は計画を大きく上回り売上高及び営業利益ともに改善しました。

以上の結果、当事業の売上高は35億50百万円（前事業年度比7.3%増）営業利益は2億75百万円（前事業年度比127.5%増）となりました。

売上高（単位：百万円）



### ●当事業年度の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

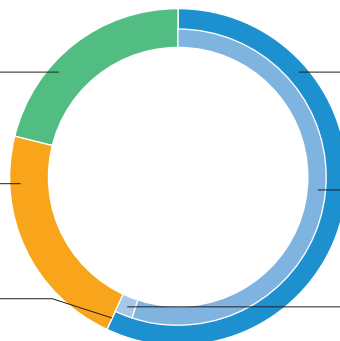
部 門	前事業年度繰越高	当事業年度受注高	当事業年度売上高	次事業年度繰越高
建設事業	建築工事	11,515	9,323	10,051
	土木工事	—	364	48
	小 計	7,859	11,879	9,639
不動産販売事業	—	—	1	—
建物管理事業	—	—	3,691	—
介護事業	—	—	3,550	—
合計	7,859	11,879	16,882	10,100

### ●セグメント別売上高構成比

介護事業 **21.0%**  
3,550百万円

建物管理事業 **21.9%**  
3,691百万円

不動産販売事業 **0.0%**  
1百万円



建設事業 **57.1%**  
9,639百万円

建築工事 **55.2%**  
9,323百万円

土木工事 **1.9%**  
315百万円

## 2. 設備投資及び資金調達の状況

### (1) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、3億9百万円であります。主なものは、賃貸事業用マンションの購入2億76百万円、建物管理事業用ソフトウェアの購入7百万円であります。

### (2) 資金調達の状況

当事業年度における設備資金及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充当し、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

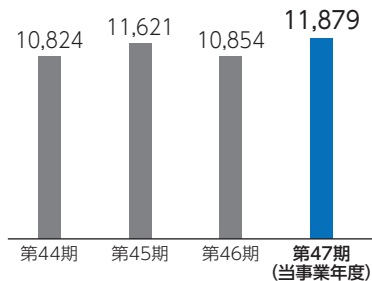
### 3. 財産及び損益の状況

区 分	第44期 (平成27年6月期)	第45期 (平成28年6月期)	第46期 (平成29年6月期)	第47期 (当事業年度) (平成30年6月期)
受 注 高 (百 万 円)	10,824	11,621	10,854	11,879
売 上 高 (百 万 円)	15,796	19,050	17,730	16,882
経 常 利 益 (百 万 円)	74	1,011	686	581
当 期 純 利 益 (百 万 円)	155	607	442	435
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	119.62	468.72	341.08	335.54
総 資 産 (百 万 円)	11,799	11,955	11,467	11,874
純 資 産 (百 万 円)	2,775	3,240	3,520	3,823

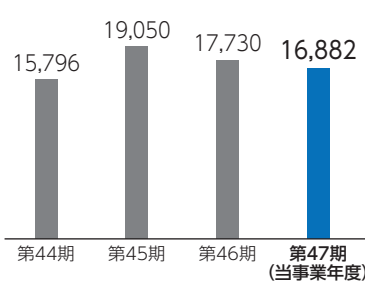
(注) 1. 1株当たり当期純利益の計算については、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

2. 当社は平成30年1月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第44期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。

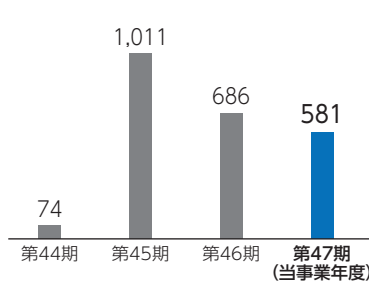
受注高 (単位：百万円)



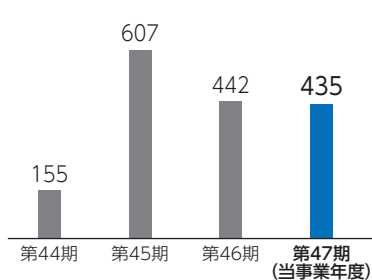
売上高 (単位：百万円)



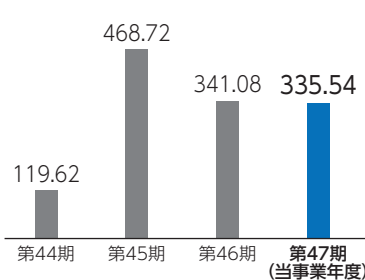
経常利益 (単位：百万円)



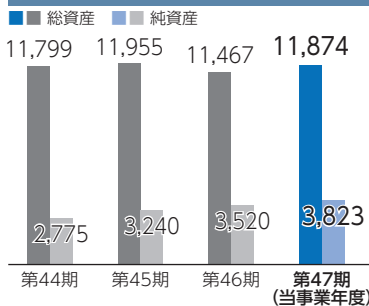
当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



## 4. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

当社の親会社は株式会社トップであり、同社は当社の株式712千株（持株比率54.91%）を保有しております。なお、持株比率は自己株式（34,405株）を控除して計算しております。

### (2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## 5. 対処すべき課題

当社は、各事業部門が熾烈な競争を勝ち抜き、安定的に利益を確保すべく、以下のとおり事業展開を図ってまいります。

建設部門につきましては、社会インフラや集合住宅等の老朽化に伴う維持更新の需要が長期的に高まる見込みであり、公共、民間ともに建設投資は底堅く推移するものと推測されます。一方、慢性的な建設技術者および技能労働者不足は深刻であり、これらを解決するための生産性向上施策や働き方改革への取り組みが喫緊の課題となっております。

住宅部門につきましては、低水準で推移する住宅ローン金利や政府による住宅取得推進策等の後押しはあるものの、人口及び世帯数の減少や消費税増税、空き家対策など住宅市場を取り巻く環境は大きく変化としていくものと思われます。こうした環境変化の中で、地域密着型の営業体制を強化し、安定した受注確保と収益力の向上に取り組めます。

不動産販売部門につきましては、土地仕入れを厳選して、事業サイクルを短縮化することが求められます。

建物管理部門につきましては、保守ならびに修繕工事部門の収益力向上、適正な家賃管理手数料の確保及び空室対策が重要な課題となっております。

また、介護部門につきましては、平成30年度の介護報酬と診療報酬の同時改定によって、介護業界を取り巻く環境は厳しい状況が続くことが見込まれます。また、介護サービス需要の拡大に伴う労働力不足への対応は重要な経営課題と認識しており、新卒採用の強化や従業員の処遇改善など職場環境整備に取り組めます。

全体としては事業競争力・収益力の強化と経営効率化を図るとともに、コンプライアンスの徹底を最重点課題と認識し、内部統制システムの整備を継続して推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

## 6. 主要な事業内容 (平成30年6月30日現在)

当社グループの主な事業内容は次のセグメントの通りであります。

建設事業 : 当社は建設・土木工事の設計・施工・監理及び請負業務を行っています。

不動産販売事業 : 当社は土地、建物の販売を行っております。

建物管理事業 : 建物の保守点検・管理事業・家賃収納代行など建物総合管理業務並びに賃貸業務を行っております。

介護事業 : 当社では高齢者向け介護事業を行っております。

## 7. 使用人の状況 (平成30年6月30日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子 243 名	△5 名	42.0 歳	8.8 年
女子 228	12	46.2	4.0
合計又は平均 471	7	44.4	6.0

(注) 平均年齢・平均勤続年数は派遣・出向社員は除いております。

## 8. 主な事務所 (平成30年6月30日現在)

本社 神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

支店 東京支店 (東京都港区)

## 9. 主な借入先の状況 (平成30年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	2,106 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	452 百万円
株式会社神奈川銀行	137 百万円
株式会社きらぼし銀行	100 百万円
横浜信用金庫	74 百万円
株式会社商工組合中央金庫	50 百万円

## 10. その他当社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の状況

### 1. 株式の状況（平成30年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,400,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,296,815株（自己株式 34,405株を除く）  
 (3) 株主数 803名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社トッポ	712,100 株	54.91 %
工藤英司	39,819 株	3.07 %
株式会社MOMOコーポレーション	39,700 株	3.06 %
株式会社横浜銀行	39,100 株	3.02 %
工藤次郎	35,513 株	2.74 %
八重沢知正	30,515 株	2.35 %
川本工業株式会社	16,660 株	1.28 %
株式会社吉永商店	15,000 株	1.16 %
戸田建商株式会社	11,420 株	0.88 %
工藤建設従業員持株会	10,980 株	0.85 %

(注) 1. 自己株式34,405株を保有しておりますが、大株主から除いております。

2. 持株比率は自己株式（34,405株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成30年1月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合および1,000株から100株にする単元株式の変更を行いました。

これにより、発行可能株式総数は39,600,000株減少し4,400,000株となり、発行済株式の総数は11,980,980株減少して、1,296,815株（自己株式34,405株を除く）となっております。

## 2. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成30年6月30日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職状況
工 藤 次 郎	取 締 役 会 長	
工 藤 英 司	代 表 取 締 役	株式会社トップ 取締役
工 藤 隆 晃	常 務 取 締 役	営業全般統括
藤 井 研 児	取 締 役 執 行 役 員	介護事業部長
田 崎 功	取 締 役 執 行 役 員	建設事業部長
秋 澤 滋	取 締 役	経営管理部長
工 藤 隆 司	取 締 役	株式会社トップ 取締役
太 田 嘉 雄	取 締 役	株式会社朋栄 取締役会長
内 田 裕 子	取 締 役	有限会社ハーベイロード・ジャパン 取締役
庄 司 盛 弘	常 勤 監 査 役	
八重沢 知 正	監 査 役	税理士
奥 原 章 男	監 査 役	税理士
苫米地 邦 男	監 査 役	税理士

- (注) 1. 取締役 太田嘉雄氏及び内田裕子氏は、社外取締役であります。  
 2. 社外取締役太田嘉雄氏及び内田裕子氏を、独立役員として東京証券取引所へ届出ております。  
 3. 監査役 八重沢知正氏、奥原章男氏及び苫米地邦男氏は、社外監査役であります。  
 4. 社外監査役八重沢知正氏、奥原章男氏及び苫米地邦男氏は、税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 社外監査役奥原章男氏及び苫米地邦男氏を、独立役員として東京証券取引所へ届出ております。



## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：千円)

区分	支給人数	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3)	109,870 (5,250)	(注) 1
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3)	13,479 (5,439)	(注) 2
合計	14名	123,349	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成5年9月28日開催の第22期定時株主総会において、年額420,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成5年9月28日開催の第22期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 支給人数及び支給額には、平成29年9月28日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を個々に締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 社外役員の重要な兼職の状況等

「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、各社外役員の兼職先と当社の間に記載すべき関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

取締役 太田嘉雄

就任後開催された当事業年度開催の取締役会13回のうちすべてに出席し、株式会社朋栄及び横浜丸魚株式会社での取締役の経験を活かし、主にコーポレートガバナンスの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言、並びに経済、企業動向の発言を行っております。

取締役 内田裕子

就任後開催された当事業年度開催の取締役会13回のうち11回出席し、ジャーナリスト及び生活者としての視点並びに経済・金融に関する知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言、並びに経済、企業動向の発言を行っております。

監査役 八重沢知正

当事業年度開催の取締役会16回のうちすべて、監査役会12回のうちすべてに出席し、税理士としての専門的見地から疑問点を明らかにするとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても必要に応じて専門的見地から発言を行っております。

監査役 奥原章男

当事業年度開催の取締役会16回のうちすべて、監査役会12回のうちすべてに出席し、税理士としての専門的見地から疑問点を明らかにするとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても必要に応じて専門的見地から発言を行っております。

監査役 苫米地邦男

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回出席し、監査役会12回のうち11回に出席し、税理士としての専門的見地から疑問点を明らかにするとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても必要に応じて専門的見地から発言を行っております。

### 3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

#### (2) 会計監査人の報酬等の額

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 24百万円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出などについて必要な検証を行ったうえで、当該金額について同意いたしました。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人として相応しくない非行があり、会社の会計監査人であることにつき会社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、そのほか当該会計監査人であることによって会社の運営に支障があると判断されるときには、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）の整備として、次の通り基本方針を制定しております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は「工藤建設行動規範」を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ② 役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- ③ 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、「社内通報規程」を制定する。
- ④ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、「社内通報規程」に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び職員の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従って適切に作成、保存又は廃棄される。
- ② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
- ③ 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- ② 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、社長を議長とし毎週1回開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ③ 経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。

- ④ 取締役会は、中期計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理する。

**(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 親会社との取引について、取引条件の決定に関するガイドラインを策定し、このガイドラインに従って取引条件を決定する。
- ② 親会社との重要な取引については、親会社の役員との兼任役員は審議及び決議に参加しないこととし、この役員を除き社外取締役を含む取締役全員一致の承認を得る。

**(6) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求める資質について、取締役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- ② 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒などについては、監査役の意見を尊重する。

**(7) 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保する。

**(8) 取締役及び使用人が、監査役に報告をするための体制**

取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。

**(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 監査役は取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
- ② 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

#### (10) 監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

#### (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換する場を設ける。
- ② 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。
- ③ 監査役会は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。
- ④ 社外監査役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任する。

#### 2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役会設置会社としてコーポレートガバナンス体制を維持・強化しております。そして、従来から、社外取締役を含めた少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指すとともに、取締役の相互監視とコンプライアンスの徹底を図ってまいりました。また、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能強化を図っております。監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役会の意思決定に関する監視を強化し、必要に応じて、監査役会の意思・意見等を表明しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (平成30年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,374,558</b>
現金預金	2,116,093
受取手形	7,715
完成工事未収入金	805,615
不動産事業未収入金	7,352
介護事業未収入金	479,645
未成工事支出金	975,115
不動産事業支出金	282,868
貯蔵品	33,192
短期貸付金	7,500
前払費用	264,853
立替金	232,973
繰延税金資産	61,685
その他の資産	102,689
貸倒引当金	△2,741
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,500,253</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,772,200</b>
建物・構築物	776,729
車両運搬具	6,279
工具器具・備品	43,511
土地	1,945,680
<b>無形固定資産</b>	<b>44,191</b>
ソフトウェア	17,789
リース資産	802
その他の資産	25,599
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,683,861</b>
投資有価証券	185,368
関係会社株	6,600
長期貸付金	187,479
株主・役員又は従業員に対する長期貸付金	372
前払年金費用	63,634
長期前払費用	46,502
破産更生債権等	1,555
差入保証金	3,133,937
その他の資産	60,071
貸倒引当金	△1,661
<b>資 産 合 計</b>	<b>11,874,812</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 負 債</b>	<b>5,321,734</b>
工事未払金	988,878
不動産事業未払金	50,645
短期借入金	850,000
1年以内返済予定長期借入金	779,088
1年以内償還予定社債	20,000
リース債務	1,305
未払金	236,684
未払法人税等	51,322
未払費用	230,144
未成工事受入金	1,416,701
預り金	415,090
完成工事補償引当金	88,562
与引当金	29,708
転貸損失引当金	19,604
その他の負債	143,996
<b>固 定 負 債</b>	<b>2,729,994</b>
社債	50,000
長期借入金	1,291,305
リース債務	670
預り保証金	1,215,892
長期預り金	10,435
資産除去債務	21,340
繰延税金負債	21,565
繰上損失引当金	117,731
その他の負債	1,053
<b>負 債 合 計</b>	<b>8,051,728</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株 主 資 本</b>	<b>3,785,869</b>
資本金	867,500
資本剰余金	549,500
利益剰余金	2,457,306
利益準備金	149,062
その他利益剰余金	2,308,244
繰越利益剰余金	2,308,244
<b>自 己 株 式</b>	<b>△88,437</b>
評価・換算差額等	37,214
その他有価証券評価差額金	37,214
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,823,083</b>
<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>11,874,812</b>



# 損益計算書

(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売	上 高		
完 成 工 事 高		10,631,120	
不 動 産 事 業 等 売 上 高		2,700,843	
介 護 事 業 売 上 高		3,550,272	16,882,237
売	上 原 価		
完 成 工 事 原 価		9,034,387	
不 動 産 事 業 等 売 上 原 価		2,359,850	
介 護 事 業 売 上 原 価		3,178,895	14,573,134
売	上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益		1,596,733	
不 動 産 事 業 等 総 利 益		340,992	
介 護 事 業 総 利 益		371,376	2,309,102
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			<b>1,673,523</b>
営 業 外 利 益			<b>635,579</b>
受 取 利 息 配 当 金		11,386	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		2,732	
助 成 金 収 入		3,057	
雑 収 入		6,307	23,482
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		68,620	
支 払 手 数 料		7,247	
社 債 利 息		251	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		184	
雑 損 失		1,353	77,658
経 常 利 益			<b>581,403</b>
特 別 利 益			
資 産 受 贈 益		50,412	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額		50,517	100,929
特 別 損 失			
関 係 会 社 株 式 売 却 損		8,250	
グ ル ー プ 会 員 権 売 却 損		7,877	16,127
税 引 前 当 期 純 利 益			<b>666,206</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		173,420	
法 人 税 等 調 整 額		57,645	231,065
当 期 純 利 益			<b>435,140</b>

# 株主資本等変動計算書 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
平成29年7月1日残高	867,500	549,500	149,062	2,002,791	2,151,853	△88,297	3,480,556	40,235	3,520,792
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	－	－	－	△129,687	△129,687	－	△129,687	－	△129,687
当期純利益	－	－	－	435,140	435,140	－	435,140	－	435,140
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△139	△139	－	△139
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	△3,020	△3,020
事業年度中の変動額合計	－	－	－	305,452	305,452	△139	305,312	△3,020	302,291
平成30年6月30日残高	867,500	549,500	149,062	2,308,244	2,457,306	△88,437	3,785,869	37,214	3,823,083

# 個別注記表

計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

## 1. 重要な会計方針に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法

### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金	個別法に基づく原価法
不動産事業支出金	個別法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)
貯蔵品	移動平均法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
--------	--

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物・構築物 6～50年

工具器具・備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用 定額法

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金	……………	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
完成工事補償引当金	……………	完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、前事業年度及び当事業年度の実績を基礎に計上しております。
賞与引当金	……………	従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込み額を計上しております。
退職給付引当金	……………	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理額

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）における定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、貸借対照表の前払年金費用に計上しております。

転貸損失引当金	……………	建物管理事業において、転貸差損が将来にわたり発生する可能性が高い転貸物件について翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
---------	-------	---

(6) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理の方法によっております。但し、金利スワップ及び金利キャップの特例処理の要件を満たす金利スワップ及び金利キャップにつきましては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引及び金利キャップ取引

ヘッジ対象……………変動金利借入金

ヘッジ方針

金利スワップ取引及び金利キャップ取引は、金利変動のリスクヘッジに利用することを基本としており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む。）	1,480,539千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債務	2,170千円
長期金銭債務	9,241千円
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 金融機関借入金につき担保に供している資産	
現金預金	295,000千円
介護事業未収入金	121,778千円
建物	615,301千円
土地	1,230,381千円
投資有価証券	131,227千円
差入保証金	1,361,705千円
計	<u>3,755,394千円</u>

上記に対応する債務	
短期借入金	700,000千円
1年以内返済予定長期借入金	611,992千円
長期借入金	1,084,352千円
計	<u>2,396,344千円</u>
② 土地賃貸契約に係る保証金の返還請求権につき担保に供している資産	
土地	124,990千円
上記に対応する債務	
預り保証金	74,140千円
(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約	
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。	
これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。	
当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額	2,370,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引残高	<u>1,670,000千円</u>
(5) 財務制限条項	
① 当社は金融機関2社からなるシンジケート団との間で、返済期限を平成31年6月30日とするシンジケート契約を締結しており、当事業年度末現在135,000千円の借入残高があります。この契約については、下記の財務制限条項が付されております。当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。	
(i) 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は平成24年6月期末の金額（貸借対照表の金額は2,378,163千円）のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。	
(ii) 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。	
② 当社は、㈱三菱UFJ銀行との間で、返済期限を平成32年11月30日とする個別金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在120,854千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項(i)から(iii)が付されております。当該条項に抵触した場合は、利息の支払が以下の条件に従うこととなります。	
利息の支払	
財務制限条項の(i)から(iii)に定めるいずれか2項目以上に抵触した場合、本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、各年度決算期の末日から5ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利息支払日の翌日（当該日を含む。）から、翌年の年度決算期の末日から5ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利息支払日（当該日を含む。）までの期間につき、以下の通り変更するものとする。	
変更後の「利率」=原契約の「利率」+0.25%	

- (i) 平成28年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、株主資本の金額を、平成27年6月決算期の年度決算期の末日における株主資本の金額（貸借対照表の金額は2,677,000千円）又は前年度決算期の末日における株主資本のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
  - (ii) 平成28年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、営業損益及び経常損益の金額を0円以上に維持すること。
  - (iii) 平成28年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の決算短信において、介護事業におけるセグメント別損益の金額を0円以上に維持すること。
- ③ 当社は、(株)三菱UFJ銀行との間で、返済期限を平成31年3月31日とする当座貸越約定書契約を締結しており、当事業年度末現在200,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項のいずれか1項目以上に抵触した場合は、以下の条件に従うこととなります。
- また、当該条項のいずれかの同一項目に2期連続して抵触した場合、個別貸付の新規実行が停止されます。
- (1) 本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、当該抵触に係る年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日（決算期の末日が月末最終日の場合又は当該月数後の暦月において決算期の末日の応当日が存在しない場合には、当該月数後の暦月の最終日とする。本号において以下同じ。）の翌月以降、最初に到来する各個別貸付の支払日の翌日（翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日（当該日を含む。）までに新規に実行する各個別貸付については、当該個別貸付の実行日）（当該日を含む。）から、翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の利息支払日（当該日を含む。）までの期間につき、以下の通り変更するものとする。なお、本号が適用される場合の本貸付の利率の変更は、当該抵触につき、上記に規定する期間についてのみ生じるものとする。
- 変更後の「利率」＝原契約の「利率」＋0.5%
- (2) 借入人は当該抵触が判明した時点から2ヶ月以内に本介護報酬債権を担保として差し入れるものとする。また担保差入と同時に本介護報酬債権に係る代り金の入金口座を貸付人指定の口座に変更すること。
- (i) 平成28年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額（貸借対照表の金額は2,775,803千円）又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
  - (ii) 平成28年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。
- ④ 当社は、(株)三菱UFJ銀行との間で、返済期限を2019年3月29日とする当座貸越約定書契約を締結しており、当事業年度末現在借入金残高はありません。この契約には、下記の財務制限条項（1）から（2）が付されております。当該条項のいずれか1項目以上に抵触した場合、貸付人の請求により貸付人に対して負担する一切の債務について期限の利益を失い直ちにその債務全額を返済することとなります。



- (1) 2018年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2017年6月決算期の年度末の末日における純資産の部の合計額（3,520,792千円）又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- (2) 2018年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の単体の損益計算書において経常損益の金額を0円以上にすること。
- ⑤ 当社は、横浜信用金庫との間で、返済期限を平成30年10月29日とする特殊当座貸越契約を締結しており、当事業年度末現在借入金残高はありません。  
毎決算期ごとに当社を所管とする税務署に提出した確定申告書、営業報告書、貸借対照表、損益計算書等の決算書類に基づき下記の事由が生じた場合、新たな貸越の実行が停止されます。
- (1) 直近の決算期において記載される純資産の部の金額が平成29年6月期末の純資産の部の金額（3,520,792千円）の75%以下になったとき。
- (2) 直近の決算期において経常損益が2決算期連続で損失計上となったとき。
- ⑥ 当社は、横浜信用金庫との間で、返済期限を平成30年10月31日とするよこしんワイドライン契約を締結しており、当事業年度末現在借入金ははありません。  
毎決算期ごとに当社を所管とする税務署に提出した確定報告書、営業報告書、貸借対照表、損益計算書等の決算書類に基づき下記の事由が生じた場合、新たな貸越の実行が停止されます。
- (1) 直近の決算期において記載される純資産の部の金額が平成29年6月期末の純資産の部の金額（3,520,792千円）の75%以下になったとき。
- (2) 直近の決算期において経常損益が2決算期連続で損失計上になったとき。

(6) 偶発債務

保証債務

次の保証先について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

医療法人社団 和五会	10,625千円
------------	----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する取引高

営業取引による取引高

売上高	35,515千円
売上原価	8,460千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数並びに自己株式の株式数に関する事項

区分	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式	13,312	－	11,980	1,331
自己株式	343	0	309	34

- (注) 1. 株式の種類は、すべて普通株式であります。  
 2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたものであります。  
 3. 発行済株式及び自己株式の減少は、平成29年9月28日開催の第46期定時株主総会決議により、平成30年1月1日付にて株式併合（10株を1株に併合し、発行可能株式総数を44,000,000株から4,400,000株に変更）を実施したことによる減少であります。

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

平成29年9月28日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

- イ. 配当金の総額 129,687千円  
 ロ. 1株当たり配当額 10.0円  
 ハ. 基準日 平成29年6月30日  
 ニ. 効力発生日 平成29年9月29日

(注) 平成30年1月1日付で普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行っております。1株当たりの配当額については、当該株式併合前の金額を記載しております。

###### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

- イ. 配当金の総額 129,681千円  
 ロ. 1株当たり配当額 100.0円  
 ハ. 基準日 平成30年6月30日  
 ニ. 効力発生日 平成30年9月28日

(注) 平成30年9月27日開催予定の定時株主総会において、議案として付議する予定であります。

##### (3) 新株予約権の目的となる株式数

該当事項はありません。

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また、運転資金のために必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し投機的な取引は行いません。

## ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金、介護事業未収入金等及びその他金銭債権である貸付金、立替金、差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該信用リスクに関しては、当社の与信管理に関する社内規程に基づき、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である工事未払金等は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年9ヶ月後であります。このうち一部については、変動金利であり金利変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引及び金利キャップ取引を実施して支払金利の固定化を実施しております。預り保証金は、賃貸契約の保証金として預かったものであり、入居者ごとに残高を管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません（(注) 2参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金預金	2,116,093	2,116,093	－
② 完成工事未収入金	805,615	805,615	－
③ 介護事業未収入金	479,645	479,645	－
④ 立替金	232,973	232,973	－
⑤ 投資有価証券	148,882	148,882	－
⑥ 長期貸付金	187,479		
貸倒引当金（※1）	△20		
	187,459	225,269	37,809
⑦ 差入保証金	3,133,937	2,860,650	△273,287
資産計	7,104,605	6,869,128	△235,477

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑧ 工事未払金	988,878	988,878	－
⑨ 短期借入金	850,000	850,000	－
⑩ 未払金	236,684	236,684	－
⑪ 預り金	415,090	415,090	－
⑫ 長期借入金 (※ 2)	2,070,393	2,072,121	1,728
⑬ 預り保証金 (※ 3)	765,303	764,179	△1,123
負債計	5,326,350	5,326,955	605

(※ 1) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※ 2) 長期借入金には1年以内返済予定長期借入金も含まれております。

(※ 3) 預り保証金のうち、450,589千円は、金融商品に該当しないため、預り保証金には含めておりません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

- ① 現金預金、② 完成工事未収入金、③ 介護事業未収入金、④ 立替金  
これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ⑤ 投資有価証券  
株式は取引所の価格によっております。
- ⑥ 長期貸付金  
回収可能性を反映した元利息の受取見込額を国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- ⑦ 差入保証金  
回収可能性を反映した元金の受取見込額を国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- ⑧ 工事未払金、⑨ 短期借入金、⑩ 未払金、⑪ 預り金  
これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## ⑫ 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

## ⑬ 預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表価額
非上場株式	36,486

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「⑤ 投資有価証券」には含めておりません。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

## (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県にて賃貸用のビル（土地を含む。）を有しております。

## (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
1,106,412	1,120,831

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

## 2. 主な変動

増加は、中古建物及び土地の購入 276,810千円  
によるものであります。

## 3. 当事業年度末の時価は、土地については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であり、建物である償却性資産は帳簿価額であります。

## 4. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、49,635千円（賃貸収益64,299千円は不動産事業等売上高に、賃貸費用14,664千円は不動産事業等売上原価に計上）であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
完成工事補償引当金	26,843千円
転貸損失引当金	5,941千円
賞与引当金	9,004千円
未払事業税	6,424千円
その他	13,471千円
繰延税金資産（流動）計	61,685千円
繰延税金資産（固定）	
減価償却費	5,745千円
投資有価証券評価損	7,748千円
貸倒引当金	503千円
固定資産減損損失	42,337千円
資産除去債務	6,468千円
転貸損失引当金	35,684千円
その他	4,392千円
繰延税金資産（固定）計	102,880千円
繰延税金資産小計	164,566千円
評価性引当額	△86,009千円
繰延税金資産合計	78,557千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△16,185千円
資産除去債務に対応する費用	△2,963千円
前払年金費用	△19,287千円
繰延税金負債（固定）計	△38,436千円
繰延税金資産の純額	40,120千円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

## 所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。(借主側)

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
建物・構築物	1,774,356	575,484	1,198,871
計	1,774,356	575,484	1,198,871

## (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	24,424千円
1年超	1,420,454千円
計	1,444,878千円

## (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	91,400千円
減価償却費相当額	42,103千円
支払利息相当額	67,277千円

## (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (5) 利息相当額の算出方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

種類	会社等の 名称または氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その 近親者	工藤岩男	-	-	建設工事の 請負 (注) 1, 2, 4	27,240	未成工事支出金	2
						未成工事受入金	2,322
役員及び その 近親者	工藤五三	(被所有) 直接0.0	-	不動産賃貸借 建設工事の 請負 (注) 1, 3, 4	23,064	前払費用	216
						差入保証金	400

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 建設工事の請負については、市場価格等を勘案して、一般取引条件と同様に価格決定しています。
- (注2) 工藤岩男氏は当社取締役会長工藤次郎の実兄であり、また、当社代表取締役工藤英司の伯父であります。
- (注3) 工藤五三氏は当社取締役会長工藤次郎の実兄であり、また、当社代表取締役工藤英司の父であります。
- (注4) 上記の金額のうち取引金額及び未成工事支出金の期末残高には、消費税は含まれておりません。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

- ① 親会社情報 株式会社トップ (非上場)
- ② 重要な関連会社の要約財務諸表  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

10. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	6,600千円
持分法を適用した場合の投資金額	139,128千円
持分法を適用した場合の投資損失 (△) の金額	△13,944千円

(注) 関連会社 (株式会社みらいテクノハウス) の株式について、平成30年6月27日付ですべてを売却したため、同社は関連会社ではなくなっております。したがって、「関連会社に対する投資の金額」及び「持分法を適用した場合の投資金額」には、当該関連会社に対する投資の金額及び持分法を適用した場合の投資金額を含めておりませんが、「持分法を適用した場合の投資損失 (△) の金額」には、当該関連会社であった期間における持分法を適用した場合の投資損失の金額を含めております。



11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,948円06銭

(2) 1株当たり当期純利益 335円54銭

(注) 平成30年1月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施したため、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年8月10日

工藤建設株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 篠原 孝広 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菊地 徹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、工藤建設株式会社の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬により重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年8月24日

工藤建設株式会社 監査役会

常勤監査役	庄 司 盛 弘	㊞
監 査 役	八重沢 知 正	㊞
監 査 役	奥 原 章 男	㊞
監 査 役	苫米地 邦 男	㊞

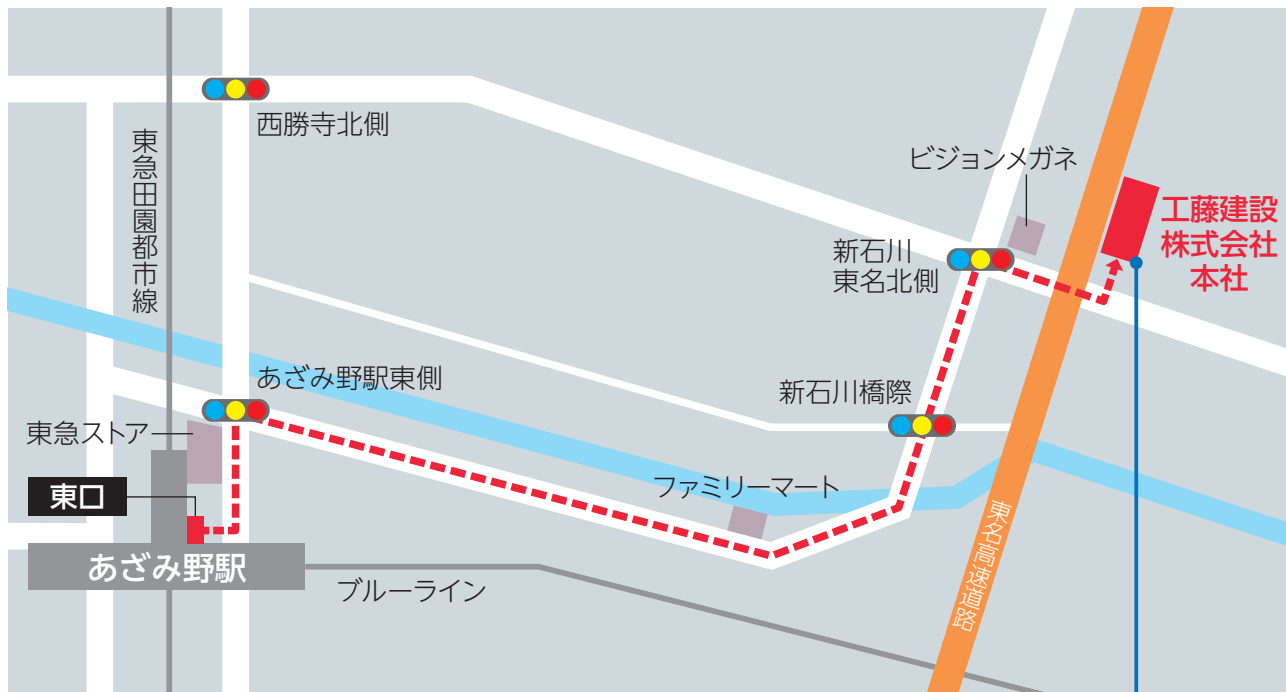
(注) 監査役 八重沢知正、奥原章男及び苫米地邦男は、会社法第2条第16号、第335条第3項に規定する社外監査役であります。

以上





# 株主総会会場ご案内図



## 会場

神奈川県横浜市青葉区新石川  
四丁目33番地10  
工藤建設株式会社 本社



## 日時

平成30年9月27日(木曜日)午前10時  
(受付開始：午前9時)

## 交通

東急田園都市線・横浜市営地下鉄ブルーライン  
「あざみ野」駅下車 東口から徒歩約12分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。